

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html

執行機関名 荒川区長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの(食費居住費軽減補助金)
番号法別表第1の項	68	
番号法別表第2の項	94	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第6の項 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱第2条

事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第2条 この要綱は、介護保険の被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する介護保険施設並びに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び基準該当居宅サービスを提供する事業所(以下「施設等」という。)において施設サービス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。以下同じ。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る。以下同じ。)のいずれかを利用した場合、その食費及び居住費(宿泊に要する費用を含む。以下「食費等」という。)について補助することにより、利用者負担の軽減を図ることを目的とする。</p>
独自利用事務の関連規範		荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱第2条

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱第2条
事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	介護保険施設等の食費及び居住費(宿泊に要する費用を含む。)に係る補助申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 イ	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱第3条
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	本補助事業の申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 口	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱第3条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	本補助事業の申請を行う者及び当該者と生計を一にする世帯構成員に係る市町村民税に関する情報